

もだまの 活動内容

※湖南4市(草津市、守山市、栗東市、野洲市)の成年後見制度利用促進事業の委託を受けています。
※対象者は、湖南4市にお住まいの方に限定させていただきます。

相談活動

権利擁護・生活相談
成年後見制度利用相談
成年後見制度申立支援

啓発活動

講演会、研修会の開催
出前講座の開催
情報紙(もだま通信)の発行

後見活動

法人後見等受任

特定非営利活動法人

成年後見センターもだま

〒525-0027 滋賀県草津市野村8丁目5番19号 サニーハイツピア105号室

Tel.077-598-0246

Fax.077-598-0888

●相談時間

《平日》9:00~17:00 ※土日祝・年末年始は
お休みです

相談無料

★秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。



特定非営利活動法人

成年後見センター



●手にしているのは、世界で一番大きな豆「もだま」です。

まもり ささえ 共に歩む

『成年後見制度を通して支援します。』

<http://www.modama.info>

こんなときに
利用しましょう!!

法定後見制度
申立から選任されるまで…

“みんなの安心”のためにも、まず第一歩を

知っていますか? 成年後見制度

「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

- 対象者** 認知症の高齢者の方や知的障がい・精神障がいにより、判断能力が十分でない方
- 内容** 法的に認められた後見人等が本人に代わって支援します
- 財産管理** 本人の財産内容の把握・保管、年金の受領、生活費の支出やサービス利用料の支払い等
- 身上監護** 本人の居住の確保や生活環境の整備、介護保険や福祉サービス利用の契約締結、治療や入院等の諸手続き等

安心した
生活を送れるよう
本人の保護や
支援を行う制度

①調査：

②鑑定： 能力について精神鑑定

③審判： 類型等の決定、後見人の選任

※状況によっては、精神鑑定が省略される場合があります。